

地域の実情に応じたドアツードアの移動手段の確保に向けた調査業務委託 仕様書

1 委託業務名

地域の実情に応じたドアツードアの移動手段の確保に向けた調査業務（以下「本業務」という。）

2 委託業務の概要・目的

人口減少や高齢化の進行による公共交通の利用者の減少、長期化する燃料価格高騰、深刻化する運転士不足などにより、地域公共交通は厳しい状況に置かれている。高齢者による交通事故が社会問題化している中、県内各地に多く存在する交通不便地域において、高齢者は買い物や通院などの日常生活のために自家用車を使用せざるを得ず、移動手段の確保が喫緊の課題となっている。

県では、令和6年度に、市町における新たな移動サービスの導入と定着を図るため、移動ニーズの把握や人口・面積等に基づく地域の類型化、移動手段の類型化を行うとともに、各類型の課題と対応事例をとりまとめ、「市町における移動サービス導入にあたっての手引き」（以下「手引き」という。）を作成している。この取組の中で、県内各地域で実施した地域座談会において、高齢者から免許返納に対する意見を聞きとったところ、特に過疎地型に類型される市町の課題として、ドアツードアの移動サービスが求められていることが明らかになった。

そうした状況をふまえ、高齢運転者による交通事故の防止に向けて、高齢者が免許を返納しやすい環境整備を進めるためには、地域の多様なニーズに応じたドアツードア輸送の提供が可能な公共交通機関であるタクシーを活用した地域内交通の充実が重要となる。

一方で、将来的なタクシー運転士の不足をふまえると、一般ドライバーを活用した公共ライドシェア（道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条に基づく自家用有償旅客運送のうち、交通空白地有償運送をいう。以下同じ。）は、交通不便地域における持続可能な移動手段となる。

公共ライドシェアについて、国では、交通事業者と運行管理等の協力を得る事業者協力型の運用改善を図るとともに、タクシーが優先的に配車され、公共ライドシェアがタクシーを補完する「タクシーとの共同運営」の仕組みを創設したところであり、こうした交通事業者と連携した公共ライドシェアが一層浸透するよう、県として、市町や住民と交通事業者がウィン・ウィンとなる新たなモデルの構築に取り組む必要がある。

本業務では、ドアツードア移動サービス（不定期で自宅等から目的地（エリア内）を運行（区域運行）する乗合型のデマンドタクシー等を含む。以下同じ。）の市町へのさらなる導入・定着に向けて、今後の県の施策に活かすため、タクシー事業者等の実情を把握するとともに、市町による公共ライドシェアの導入にあたって参考となるよう、交通事業者と連携した公共ライドシェアの導入事例を整理した上で、市町や住民と交通事業者がウィン・ウィンとなる公共ライドシェアの新たなモデルの検討を行う。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月25日（水）まで

4 委託内容

(1) タクシーの実情の把握

○概要

- ・タクシーの実情をまとめる。

①地域におけるタクシーの需給状況等を定性的に把握するため、県内タクシー事業者にアンケート調査を実施する。

- ・アンケート対象は、一般社団法人三重県タクシー協会（以下「タクシー協会」という。）の会員の全てのタクシー事業者（約50事業者）とする。
- ・アンケート項目は「営業区域や車両数、運転士数など、各事業者の体制について」「配車エリアや需要に対する供給状況、利用者の年齢層、利用方法、ニーズなど、運行状況について」「乗合型のデマンドタクシーなど、市町が実施する公共交通サービスへの協力について」「運行上、経営上の課題について」を想定している。
- ・アンケート方法は、原則、書面によることとするが、より適した方法がある場合は、業務受託者が提案できることとする。

②タクシー事業者が抱える広域的な課題等を把握するため、タクシー協会の支部の代表者にヒアリング調査を実施する。

- ・ヒアリング対象は、タクシー協会の北勢、津、松阪、伊勢志摩、尾鷲、南紀、伊賀の各支部長とする。
- ・ヒアリング項目は「各支部における広域的な課題について」などを想定している。
- ・ヒアリング方法は、原則、対面によることとする。

③市町が実施するタクシー事業者と連携した事業の状況を把握するため、市町にアンケート調査を実施する。

- ・アンケート対象は、県内全29市町とする。
- ・アンケート項目は「タクシー助成やデマンドタクシーなど、タクシー事業者と連携した事業における予算や利用率、課題、評価について」などを想定している。
- ・アンケート方法は、原則、書面で実施することとするが、対象市町と調整のうえ、ヒアリングによる実施を妨げるものではない。

④上記①～③の結果の集計を行い、分析のうえ、下記4（2）（3）（4）とあわせ一つの報告書としてまとめる。

- ・分析では、手引きにおいてまとめた地域や移動手段の類型化を基に、傾向や課題等を整理する。
- ・なお、手引きについては、以下の三重県ホームページに掲載している。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KOTSU/HP/m0009200246.htm>

○留意事項

- ・アンケート調査やヒアリング調査について、具体的な項目や内容、結果の集計、分析に関しては、業務受託者が提案し、県と協議のうえ決定する。また、実施にあたっては、必要に応じて県と連携のうえ、タクシー協会等との調整を行う。
- ・ヒアリング調査については、業務受託者が開催に向けた準備や調整を主体的に進め、実施するものとする。なお、実施にあたっては、既存の会議等の機会も活用できるものとする。

(2) 公共ライドシェア導入事例の整理

○概要

- ・交通事業者と連携した公共ライドシェアの県内外の導入事例を整理する。

①交通事業者と連携した公共ライドシェアの県内の導入事例を整理する。

- ・事業者協力型など、県内の市町が運行主体となり、交通事業者と連携して実装又は実証している公共ライドシェアの導入事例を整理する。
- ・対象は、令和7年度導入予定のものを含め、ドアツードア移動サービスに該当する全ての事例とする。
- ・整理項目は、手引きを参考に、背景・目的、実施概要、実施体制・サービス内容・収支状況、実施手続きのポイント、主な成果等とする。

②交通事業者と連携した公共ライドシェアの県外の導入事例を整理する。

- ・タクシーとの共同運営など、県外の市町村が運行主体となり、交通事業者と連携して実装している公共ライドシェアの導入事例を調査し、整理する。
- ・対象は、実装済の先進的な事例のうち、県内の実情をふまえ、導入・横展開にかなげやすい特徴的な取組5つ以上とする。
- ・整理項目は、上記①に準じる。

○留意事項

- ・これまでに県が財政支援をしている市町の取組や、手引きの作成過程で得た情報、先進地への視察結果など、県が保有しているデータの提供は可能であるが、各種整理にあたって情報が不足する場合は、必要に応じて市町への照会などを行う。

(3) 公共ライドシェアの新たなモデルの検討

○概要

- ・交通事業者とウィン・ウィンとなる公共ライドシェアの新たなモデルについて、検討する。
- ・交通事業者とウィン・ウィンとなる新たな公共ライドシェアとして期待されるモデルについては、タクシー助成とタクシーとの共同運営を組み合わせたモデルや、市町が実施する乗合型のデマンドタクシーを時間帯によって公共ライドシェアが補完するモデルなど、県内で未導入のものを想定している。
- ・新たなモデルは2つ以上とし、それぞれ期待される効果や留意点、持続可能性などを検討する。

(4) 公共ライドシェアのモデル事例の提示

○概要

- ・地域の実情に応じたドアツードア移動サービスとして公共ライドシェアがタクシーを補完する複数のモデル事例をまとめる。
- ・手引きの構成・内容を参考としつつ、上記4(1)のタクシー事業者の状況や上記4(2)(3)の整理・検討結果などをふまえ、地域の実情に応じたドアツードア移動サービスとして公共ライドシェアがタクシーを補完する複数のモデル事例を提示する。

(5) その他

○報告書の作成

- ・上記4(1)～(4)をまとめた報告書については、必要に応じて国(中部運輸局)や有識者から専門的な助言を得ながら作成することとする。
- ・作業にあたっては、業務受託者が素案を作成し、まとめあげるまでに2回以上県と協議する。

○報告会の実施

- ・作成した報告書を基に、29市町の担当者等を対象に、成果を発表する報告会を実施する。
- ・実施にあたっての資料作成や当日の運営補助については、業務受託者が行うこととする。

5 委託業務の実施条件

- (1) 本仕様書等は、本業務に必要な主要事項を示すものであり、記載のない事項及び疑義については、県と業務受託者とで十分に協議を行うこと。
- (2) 本業務の履行に際し必要となる調査や検討に必要な資料の収集は、原則として、県の指示により業務受託者が行わなければならない。
- (3) 業務受託者が、本業務の履行に関して必要とする人件費、印刷製本費、複写費、交通費、通信費、消耗品費、業務受託者において予め使用を見込む特許権等の使用に係る費用等、本業務に必要な費用の一切を本業務委託料に含むものとする。ただし、契約締結後において、県の指示により特許権等の使用に関する特別な費用が生じる場合は、別途、県と業務受託者とで取扱いを協議する。
- (4) 本業務における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県が決定するものとする。
- (5) 本業務における成果品の所有権及び著作権等は、全て三重県に帰属するものとする。

6 必要書類の提出等

業務受託者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに三重県地域連携・交通部交通政策課に以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 行程表
- (3) その他三重県が必要とする書類

7 成果品

- (1) 上記4 (1)～(4)に係る素案、中間報告書及び完成報告書の提出
 - ・提出期限 4 (1)に係る素案：令和7年10月31日（金）
4 (1)～(4)に係る中間報告書：令和7年12月26日（金）
4 (1)～(4)に係る完成報告書：令和8年3月6日（金）
（上記提出期限までの提出が困難な場合は、別途県と協議して決定する。）
 - (2) 成果報告会の実施
 - ・実施期限 令和8年3月19日（木）
 - (3) 業務報告書
 - ・提出期限 令和8年3月25日（水）
- ※ 各報告書及び報告会の資料については、紙資料1部と電子データ1式を納めること。

8 特記事項

- (1) 契約の履行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定を遵守すること。なお、個人情報の保護に関する法律第176条、180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるため留意すること。

- (2) 業務受託者は、業務の履行にあたって三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 業務委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、業務委託者と協議を行うこと。
- (3) 業務受託者が(2)イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じることとする。